

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の三十三第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」とい

う。
は、
これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第百四十四条の三十三第二項の主務省令で定めるもの) 第百八十四条の三 法第百四十四条の三十三第一項の主務省令で定めるものは、健康保険法第二百 五条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものとする。</p>	「新設」
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和六年三月一日から施行する。